

電力・ガス取引監視等委員会

第46回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年7月18日（火） 11：00～12：11
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、大屋敷委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員  
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第46回料金制度専門会合第1部を開催いたします。私は、事務局ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。

資料2を御覧ください。本会合のメンバーとして御尽力いただきました男澤委員が御退任されまして、今回から有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士の大屋敷知子様が専門委員に御就任されております。

大屋敷委員より、一言お願いいたします。

○大屋敷委員 今回から男澤に代わりまして委員として参加させていただきます大屋敷知子と申します。よろしくお願いいたします。

不慣れな点で御迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。議事次第にあるように、今日は1部、2部という構成で、第1部の議題の1つであります「電気の規制料金の審査を踏まえた今後の対応について」でございます。

それでは、この資料について、事務局から御説明をお願いいたします。

○下津取引監視課長      取引監視課長の下津でございます。では、電気の規制料金の審査を踏まえた今後の対応につきまして御説明をさせていただきます。資料は、今画面に写っておりますけれども、右上に資料3と記載されたものでございます。

本日の御議論について御説明させていただきたいと思います。本日ですが、追ってすぐに具体的に御説明させていただきますけれども、先般の電気の規制料金の審査の過程を踏まえまして、当委員会において行っている検証等々につきまして御議論いただきたいと思いますと考えております。

まずは、昨年11月、そして本年1月に大手電力会社7社が行いました電気の規制料金の変更認可申請につきまして、本専門会合の委員の皆様には、中立的・客観的、そして専門的な観点から厳格かつ丁寧に御審査をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

認可に向けたプロセスにおいては、消費者庁との間で協議が行われたわけでございますけれども、その結果、不適切事案の影響検証や調達改善に向けたフォローアップ、これらを行うこととなったわけでございます。

本日は、不適切事案の影響検証の現状を御報告させていただき、また調達改善に向けたフォローアップの方向性につきまして、現在我々のほうで考えていることを御説明させていただきたいと思います。これらについて御議論いただきたいと思いますと考えてございます。

なお、消費者庁との協議の結果を踏まえまして、料金審査要領などの審査ルールのうち、見直しが必要な点の検討等も行うこととなっておりますけれども、こちらについては本日はなく、後日御議論いただくことを予定しております。

資料の構成でございますけれども、3部構成にしております。これまでの振り返り、不適切事案の影響検証、そして調達改善に向けたフォローアップの方向性の3部構成というふうにしてございますけれども、1.のこれまでの振り返りにつきましては、委員の先生方は既に御存じかと思しますので、また議論を効率的に行わせていただくためにも、本日御議論いただきたい点を重点的に説明させていただきたく、1.のこれまでの振り返り部分の説明は割愛させていただき、本日は2つ目の不適切事案の影響検証、そして3つ目の調達改善に向けたフォローアップの方向性を御説明させていただきたく思います。

では、スライド11枚目まで飛んでいただきまして、不適切事案の影響検証でございます。まず、不適切事案の影響検証の範囲、そして検証のアプローチについて御説明をいたします。

冒頭申し上げましたとおり、今回の影響検証は、電気の規制料金に関する消費者庁協議

を踏まえて行うものでございますので、料金改定を行った大手電力会社をその対象としようと考えました。その上で、不適切事案の1つの不正閲覧事案につきましては、不正閲覧で得た情報を営業活動に利用していたのは関西電力でございましたが、関西電力は先般料金改定を行っておりませんので、今回の影響検証の対象からは外しました。

他方で、カルテル事案につきましては、関西エリア、中部エリア、中国エリア、九州エリアのそれぞれのエリアでカルテルを行っていたと公正取引委員会によって認定されている会社は6社いるわけでございますけれども、先般料金改定を行いました大手電力会社は中国電力のみでございました。これらを踏まえまして、今般の不適切事案の影響検証に当たりましては、中国電力をその対象といたしました。

具体的なアプローチでございすけれども、2つを考えておりまして、1つは、カルテル事案を通じてどの程度電気料金が高止まっていた可能性があるのか定量的に検証してみようというものでございます。そして、その検証結果を踏まえ、2つ目のアプローチでございすけれども、調達コストの高止まりがあったのかというものをミクロの視点も考慮して検証してみようというものでございます。

冒頭、本日は不適切事案の影響検証の現状を御報告させていただきますと申し上げましたが、現状、このスライドの①につきましては、実際のデータを用いて具体的な結果を数字でお示しできる状況でございすけれども、②のほうはまだそこまで進んでおりませんので、②につきましては、本日はその方向性をお示しさせていただきたいと考えてございます。

スライド13、次のスライドでございすけれども、こちらは公正取引委員会が認定しましたカルテル事案の概要でございまして、記載のとおりでございすので、説明は割愛させていただきます。

では、カルテル事案を通じてどの程度電気料金が高止まっていた可能性があるのか定量的に検証するという部分でございす。まず、どの程度電気料金が高止まっていた可能性があるのかという点でございす。基本的な考えとしましては、競争圧力がなくなると料金が高止まる可能性があるのではないかということでございす。ですので、まずはカルテル認定期間、これは公正取引委員会においてカルテルが行われていた期間として認定されている期間でございすけれども、カルテル認定期間において、中国エリアにおける中国電力の競合相手であります関西電力の販売電力量、そして契約口数がどのように推移したのかを見ようということでございます。

今写しておりますスライド14は販売電力量の推移でございまして、左が特別高圧、右が高圧ということでございます。どちらも大体2019年8月頃を境に関西電力の販売電力量が減っておりまして、同時期を境に、関西電力が中国エリアから撤退を進めた可能性が考えられるのではないかと考えております。

次のスライドでございしますが、こちらは中国エリアにおける関西電力の契約口数の前月差、前月と比較して増えたのか減ったのかというものを表したものでございます。こちらでも2019年8月頃以降、カルテル認定期間中は基本的には減り続けているというのがお分かりになると思います。

これらから、カルテル認定期間において関西電力が撤退を始めた結果、中国エリアにおける競争圧力が弱まって、結果として中国電力の特別高圧、そして高圧の料金が高止まった可能性があるだろうと考えている次第でございます。

次のスライドでございしますが、次に、その影響を定量的に示せないかと考えました。検証②でございすけれども、こういうことをいたしました。背景にある考え方は次のとおりでございす。つまりはカルテル認定期間の中国電力の料金水準を、カルテルの下料金水準、いわゆるカルテル料金水準としまして、それをカルテルがなかったときの中国電力の料金水準、これを便宜上カルテルなかりせば料金水準とここでは申し上げますけれども、これらを比較して、多分にカルテル料金水準がカルテルなかりせば料金水準よりも高くなるだろうと思われますので、その超過分を計算しようというものでございす。その超過分、これで電気料金の高止まりによる影響を推定することも一案だろうと考えまして、今回の検証では、その超過分に係る金額を試算したということでございす。

ただ、カルテル認定期間の中国電力の料金データは電力取引報から得られるわけですが、カルテルなかりせば料金水準というものの、そのようなデータ自体はございませんので、他のデータで代替する必要がございまして、何をもって代替したかということでございす。中国エリアでカルテルを行っていたと公取委によって認定されておりますのは関西電力と中国電力でございすので、その他の電力会社の料金水準、これらは適正な競争の結果であるとは仮定いたしまして、新電力のみ、そして新電力に関西と中国を除く旧一電を合わせたもの、この2つでそれぞれ代替して試算をしたということでございす。

それぞれ各月の前6か月の移動平均を取ったもの、2020年12月から2021年1月に卸電力市場価格が急騰しているわけですが、その影響を取り除いたものでも同様の分析を

しておりますけれども、分析の背景にある基本的な考え方としましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

スライド18以降25までの間、同じようなグラフが続きますので、今画面に写っておりますこのグラフでまとめて御説明をさせていただきたいと思います。こちらは中国エリア内における特別高圧の中国電力と新電力の料金水準の推移を表したものでございます。少し見えにくいかもしれませんが、青色の線が中国電力の料金水準の推移、緑色の線が新電力の料金水準の推移ということでございます。垂直に赤の点線が2本記載されておりますが、その赤の点線の間がいわゆるカルテル認定期間ということでございまして、この間で青色の線が緑色の線を上回る部分の面積、このグラフで言いますと赤色で塗られている部分でございますけれども、これを高止まりに関する影響額として計算したというものでございます。具体的には、中国電力の料金水準の超過分に中国電力の販売電力量を乗じた額を高止まりに関する影響額として試算をいたしました。

もう一点だけでございますけれども、垂直に青の点線が2本ございます。これはカルテル認定期間を1年後ろにずらした期間でございます。電力の契約でございますけれども、基本的には1年単位が多いということでございまして、そうであればカルテルの影響が出るのにタイムラグがあるだろうと考えまして、カルテル認定期間の1年ずれの期間でも同様の分析をやってみようと思い、取ってみたものでございます。

そうしますとその影響額でございますけれども、このスライド、中国エリアの特別高圧につきましては、カルテル認定期間では46億円、カルテル認定期間の1年ずれでは70億円と試算されたものとなっているわけでございます。

以下、同じようなことをやりましたところ、カルテル認定期間の特別高圧については、各月の前6か月平均を取った場合に少し低くなるんですけれども、その他は46億円という数字が並んでおります。高圧につきましても、こちらも各月の前6か月平均を取った場合に少し低くなるんですけれども、その他は28億円とか29億円とかという数字が試算されたところでございます。

カルテル認定期間の1年ずれを見てみますと、こちらも各月の前6か月平均を取った場合に少し低くなるんですけれども、それ以外を見てみますと、特別高圧で68億円から83億円、高圧で81億円から82億円という数字が試算されたところでございます。

続きまして、スライド27でございますけれども、調達に関するミクロの視点の検証ということでございます。こちらは、今何かしらお示しできる数字等々が現時点であるわけで

はございませんので、方向性の御説明となります。

電気料金の高止まりに関する先ほどの検証結果を受けまして、電気料金の高止まりによって調達コストの高止まりというものが許容された可能性も考えられますので、中国電力の調達コストが高止まったのかどうかについても検証しようと考えている次第でございます。具体的には、このスライドに示しておりますけれども2つのアプローチ、定性的なアプローチと定量的なアプローチを考えてございます。

定性的なアプローチとしましては、カルテル認定期間において調達に関するガバナンスですとか調達ルール、例えば資財の発注ルールなどに変更がなされていないのかどうか、なされていた場合はどのような内容、背景なのかというものを確認しようというものでございまして、定量的なアプローチは直截的なものでございますけれども、調達に係る単価等の推移を見てみようというものでございます。こちらにつきましては、今後中国電力へのヒアリング等々も行いまして、その結果がまとまり次第、この料金制度専門会合で御報告をさせていただきたいと考えている次第でございます。

スライド29でございます。調達改善に向けたフォローアップの実施についてでございます。調達に関しましては、料金審査によって効率化を促すのみならず、実際に各事業者においてどのようにコスト効率化を進めていくのかフォローアップしていくことが重要であろうと考えておりまして、各事業者で調達の改善に係る方策を策定してもらった上で、必要に応じて国がフォローアップしていく枠組みを新たに設けることとしたいと考えている次第です。現時点でも事後評価の仕組みはあるわけでございますけれども、料金改定後から必要に応じて随時実施できるように、そして費用総額の検証だけでなく、より詳細な検証を行っていこうと考えている次第でございます。

スライド30、次のスライドでございますが、こちらは調達改善に向けたフォローアップの方向性として今事務局のほうで考えている案でございます。今後3年間、今年度から2025年度までですけれども、集中改善期間と位置づけまして、調達の効率化に向けた取組を集中的に実施してはどうかと考えてございます。その下に「手法」とか「情報公開」とか書いてございますけれども、少しスケジュールと一緒に御説明させていただきたいと思います。

次のスライドです。まず、今年の夏にかけてでございますけれども、本専門会合におきましてフォローアップの枠組みを検討させていただけないかと考えております。そして専門会合でいただいた御意見等々を踏まえまして、大手電力7社にロードマップを策定して

もらおうと考えてございます。その過程においては、我々もスケジュール管理だけでなく、適宜意見を述べるなどいたしまして関与しようと思っております。ここは事務局でやろうと思っております。大手電力7社には、2024年度の経営計画、調達計画などを検討される時期だろうと思っておりますので、その検討に当たっては、このロードマップの内容も反映していただけないかと考えている次第です。今年度の冬にはロードマップの策定状況を本専門会合に御報告させていただきたいと考えています。

来年度からでございますけれども、実際にロードマップを実施に移すということを考えておりますが、2024年度のところの一番下の緑の枠組みに「実証実験の実施」とございます。ロードマップで調達の改善を図る方策を定めてもらうわけですが、その方策をいきなりその事業者の全ての案件に当てはめるというのではなく、まずは特定の事業につきまして実証事業として行ってもらいまして、そこで得られた知見等々を、その後、その事業者の他の案件に横展開してもらおうと考えてございます。

我々事務局も、適宜ロードマップの進捗状況等々を確認いたしまして、2024年度、2025年度でございますけれども、現時点では冬を考えておりますが、本専門会合に御報告をさせていただこうと考えております。

また、これら取組を行うに当たりましては、適宜、調達に係る有識者の知見も得ながら進めていこうと考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長     ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた今後の対応ですけれども、御議論いただきたいと思います。1つは不適切事案の影響ということで、中国電力のカルテル問題での高止まり、それについての影響を仮に計算してみたということと、もう一つは、調達改善でフォローアップをしますと。そのフォローアップの仕方について、これからどう進めるか。特に事業者さんにロードマップをつくってもらって、それと並行してやると、こういうような御説明でありました。

これについて御意見・御質問等あれば御発言願いますけれども、今日はTeamsの挙手機能でお願いしますが、見ている画面が小さいので、皆さんにこちらから発言の指名をしますけれども、もしかしたら入れ替わるかもわからない、その辺のことを少し許容していただければというふうに思います。どなたか、これについて御質問・御意見等ございますでしょうか。さっき御説明ありましたように、カルテルの効果というのは、特に今回、特高

と高圧ですかね、これをマーケットで見たということでもあります。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 河野でございます。御説明ありがとうございました。不適切事案の影響の検証の進捗に関して御報告いただいて、ありがとうございます。

電力7社からの規制料金値上げ申請のその審査開始と並行して、情報漏えいやカルテルなど行政処分が下されるような不正事案が顕在化したことで、国民からというか消費者としても、電気という社会に必須のインフラと財を供給している事業者に対する不信感というものはとても大きく、残念としか言いようがありません。

その上で、今回、中国電力の事業活動について検証を進め、公開いただいたことに関しては、課題への回答として妥当であると受け止めますし、今回の検証によって、少なからず影響があったという可能性を示していただいたことのその意義はあったというふうに思っております。

他方、こうした事例の影響の測定に時間と労力をかけること以上に大事だと思うのは、例えば9ページの3番目のパラグラフに書いてくださっています、審査過程を通じて見直しの必要性が指摘された「みなし小売電気事業者特定小売供給約款の料金審査要領」、現状に合っているかどうかというふうな御指摘もいただいているところですから、今後の検討というお話でしたけれども、この審査要領に関しましては、アップデートのための作業を早期に進めていただければというふうに思っているところです。

同様に、29ページと30ページにお示しいただいた今後の調達改善に向けたフォローアップは、現在の原価算定期間終了後の評価に加えて、新たに個社ごとに策定した効率化に向けたロードマップに応じて進めてくださるという御提案です。手法や情報公開等については御無理のないようにということで賛同したいと思います。ただ、事業者の皆さんにお伝えしておきたいと思うのは、こうしたフォローアップが報告のための報告ではなく、健全で効率的な事業経営を行うための一つの指標であるというところをぜひ大事にして進めていただければというふうに思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

事務局からのコメントについては、後でまとめてお願いしたいと思います。

ほかに御発言の御希望の方、いらっしゃいますか。

北本委員が御発言御希望、どうぞ御発言ください。

○北本委員      ありがとうございました。今回の目的は、資料最初のページ記載が1つのポチでまとめられていますが、不適切な事案の検証及び料金審査フォローアップの2点であり先ほど山内座長からも冒頭にコメントあったとおりと理解しています。そのためフォローアップに関して、不適切事案のあった会社となかった会社のフォローアップの在り方は異なるのか異ならないのかという点は少し確認をさせてください。

また事業者内の横展開のページ31記載の点について、これも先ほどの説明では、1つの事案に対して検証を行い、それを事業者内で横展開してほしいという案の説明を受けましたが、国がフォローアップというところとどのように関係しているか。事業者は、一つの独立した事業体として、よい事案があれば当然横展開をしていくものと思います。今回の調達改善等のフォローアップは、主体は事業者の方に自ら積極的にやっていただくということと、国はフォローアップの在り方、マイクロマネジメント等にならないよう効果的なフォローアップの仕方を期待しています。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

それでは、オブザーバーですが、中国電力からコメントといいますか、御発言どうぞお願いいたします。

○岡成オブザーバー      お世話になります。中国電力経営企画部門の岡成と申します。御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

このたび当社におきまして、独禁法、また電力自由化の目的に照らしまして自由競争を阻害しかねない事案を起こしましたことによりまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なる御心配・御迷惑をおかけしましたことにつきまして、まずは深くおわび申し上げます。

今回、中国電力当社の影響額の試算ということでお示しをいただいておりますけれども、本件につきましては、この数字につきましてはkWh当たりの単価による比較を基にお示しをされておりますけれども、私ども実際の料金というものにつきましては、様々な電気事業者様がいらっしゃる中で、多様な料金設定がなされていたり、お客様の需要構成が異なると。そういったことの中で私ども、またお客様の電気の御使用の状況ですとか供給条件が異なる中で、お客様に御提案をして御理解を得た上で決定しているものと考えております。

こうしたことで、こうした数値につきましては、消費者の皆様への間接的な影響ということにつきましては、当社これまでも申し述べておりますけれども、なかなか判断しかねる面があるのではないかというふうにも考えております。

一方で、今後こういった検証を進められるという中でヒアリング等も行われるということですので、そちらについてはしっかりと御協力をしてまいりたいと思っております。

また調達改善、これまでも経営効率化には当社といたしましてはしっかり努力を進めてきたと考えておりますけれども、今回お示しされたような方策を含めまして、さらなる効率化に向けて努力も積み上げていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長      ありがとうございます。中国電力からのコメントということでございます。

そのほか、御発言御希望いらっしゃいますか。

大屋敷委員、どうぞ御発言ください。

○大屋敷委員      ありがとうございます。大屋敷でございます。28ページの資料になりますが、これから中国電力様に向けて、定性的なアプローチということでガバナンス、調達ルールの確認をされるという中で、1点御留意いただきたいなと思った点がございましたので、コメントさせていただければと思います。

今回、カルテルということで経営者の不正になりますので、内部統制がどんなに構築をされていても、経営者という方はそれを全部無視できるような立場にいるという状況かと思います。そういった方の指示に基づいて内部統制が無効化できるという点もございますので、こちらのガバナンスのところを御確認される際には、そういった通常のプロセスだけではなくて、内部統制が簡単に無効化されるようなものではないのかといった視点も併せて御確認いただければと思います。

私からは以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。

ほか、いらっしゃいますか。

川合委員、どうぞ。

○川合委員      川合です。私のほうは、調達改善に向けたフォローアップの話で1点だけお話しさせていただきます。

ときどきいろいろなところで聞くんですけれども、地元対策というのが各電力会社、特

に発電所を抱えているところは重要になっているという理解ではあります。ただ他方で、地元対策が行き過ぎることによって、例えば調達等が地元優先、地元の人を通して発注するみたいなことになっていないか。この辺が私はちょっと気がかりなところがあります。とりわけ、そのときに隠れみものとして、中小企業協同組合法に基づいて地元で協同組合をつくらせ、そこに優先的に発注するとか、そこを通してしか外側への発注は認めないとか、そういう変な取扱いをしているところがあるんじゃないかというところが一つ気になっているところでありまして、本当にやるのであれば、地元対策は大切だとはいえ、そのことによってコスト削減が進まないということはいかながなものかと思うところもございますので、その辺、できたらフォローアップの中でも見ていただければなということで、ここ1つだけ申し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長      ありがとうございます。

後ほど、全体について事務局からコメントいただきます。ほかにいらっしゃいますか。  
——特によろしいですか、ほかの御発言は。

それでは、委員の方から、また中国電力からもコメントいただきましたので、事務局から御回答、あるいは事務局からのコメントいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長      多々御意見等々いただきまして、誠にありがとうございます。ちょっと順不同になってしまうかもしれませんが、私のほうから意見を申し述べさせていただければと思います。

まず、料金審査の審査ルールについても今後御議論いただく予定でおりますけれども、こちらについても、我々しっかり進めていこうというふうに考えている次第でございます。

それから北本委員のほうから、不正事案があったところとそうでない会社のフォローアップの違いというのはあるのかということでございますけれども、これらの点も含めて今後フォローアップ、検討を続けていきますので、具体的な枠組みを検討していきたいというふうに考えてございます。

その他フォローアップにつきましては、その他の委員の方々からも複数意見をいただいております。フォローアップを進めるに当たっては、本日いただいた意見も踏まえて、鋭意検討して進めていきたいというふうに考えております。

1点、大屋敷委員のほうから御質問いただきました、本件の不正事案については経営者のトップの不正なので、経営者は内部統制を無視して指示することができるという側面が

あるんじゃないか、そういう視点も含めて見るべきじゃないかという御指摘をいただきました。いただいた御指摘を踏まえて検証を進めていきたいと考えておりますし、1点、今回の資料で申し上げさせていただければ、今回の検証においては、定性的なアプローチに加えて定量的なアプローチでも調達単価を直接見ていくことも考えてございます。その上で、定量的なアプローチにおいて経営者による内部統制無視の可能性も考慮して進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

その他、調達に関するミクロの視点の検証につきましても、例えば川合委員のほうから、地元対策等について御発言いただきましたけれども、いただいた意見も踏まえて検討を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。

さらに、委員あるいはオブザーバーから御発言御希望ありますでしょうか。——よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今ありましたように、委員の方から非常に有益な御意見をいただいたというふうに認識しております。事務局のこの方向性というのは、大きく皆さんに御反対なかったんじゃないかと思っていますので、委員の方からいただいた意見、今事務局からもそういう説明ありましたけれども、取り入れながら進めていただくのがよいのかなということでもあります。ありがとうございました。

それでは、ここで1部の議題は終了ということで、一旦事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      ありがとうございます。

それでは、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第46回料金制度専門会合第2部を開催いたします。私は、事務局ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行を再び山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長      承知いたしました。2部のほうで、議題は「託送料金における今後の単価改定と事後調整について」ということであります。資料4について、事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料4について御説明いたします。

まず、ページを開いていただきまして2ページ目でございますが、託送料金単価の改定についてです。本年4月から、新たな託送料金制度・レベニューキャップ制度が導入されております。これは5年間の規制期間を設けております。そうした中で今般、発電側課金の導入に関する検討が行われております。関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする、このように資源エネルギー庁においても整理されております。

ということで、2024年度からの発電側課金の導入に向けて、今後、所要の省令改正作業等を行ってまいりますし、これを踏まえて各一般送配電事業者の託送料金の単価の改定が見込まれます。これについての議論でございます。

次の3ページですが、収入の見通しの事後調整についても御説明いたします。先ほど発電単価について申し上げましたが、これは事後調整についてです。レベニューキャップ制度におきましては、期初において各社の事業計画を基に収入の見通しを設定いたします。ただ、規制期間における費用実績との乖離が発生し得ますので、この場合、エネルギー政策の変更あるいは一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用の変動を要因とする場合は、省令上も事後調整の仕組みが設けられております。ただ事後調整に当たっては、実施の必要性及び調整の範囲等の妥当性も含め、厳格な検証を行うということになります。

なお、事後調整については、このページの図にもありますけれども、事後調整を行うとしたときに、5年間の期中に調整するのか、もしくは5年が終わった後の翌期に調整をするのかというような論点もございます。こういうものでありますが、本日の会合では、発電側課金に加えましてこうした事後調整などの関係についても御説明し、今後の調整方針などについて御意見をいただければと考えております。

4ページ目は発電側課金の概要です。

5ページ目は資源エネルギー庁の審議会における整理で、24年度に導入するというふうに整理されております。

6ページ目は託送料金制度の発電側課金との関係ですが、中ほどにある収入の見通しについては、これは経済産業大臣の承認が必要となりまして、この収入の見通しを変えないということでありまして、発電側課金を導入したとしても、その後の③の料金の算定作業だけが発生し、発電事業者負担であるところの発電側課金、小売事業者負担である需要側託送料金、これに託送料金単価等々を振り分けまして、トータルの収入が収入の見通しと合っていれば認可がされるということになります。という意味で、発電側課金はレベニューキャップ制度において定める収入の見通しを発電側と小売側に割り振るものでありまし

て、レベニューキャップ制度と整合的な仕組みとして設計されているものであります。

7 ページ目ですが、発電側課金が導入されたならばということで、どの費用が発電側に割り振られるかは既に検討が行われておりまして、送電系統、上位系統とありますが、配電用変電所に入るまでの送電部分に係る費用、これには送電費と変電費がありますけれども、これを小売と発電、1 対 1 で割り振るといような方向でこれまで整理がなされてきています。

8 ページ以下が本日の論点でございますが、本日は、まず料金改定・事後調整に係る事象につきまして前半部分で御説明し、後半でその他の論点についても御説明します。3 番目は今後の対応についてということになります。

それでは、早速前半の説明に入ります。9 ページ目ですが、発電側課金の影響ということですが、先ほどの送電部分の負担額、これを割り振りますと発電側負担は全国大で 3,856 億円、収入の見通しの 8 % 程度と算出しております。これは一定の仮定を置いた試算になっております。

次の 10 ページですが、これも制度設計専門会合で既に提示した資料であります、こうした試算に基づけば、割引等々の要素は入っていない前提で計算しますと、全国平均で月額 75 円／kW、kWh 当たりでは 0.26 円という水準であると試算されます。

以上が発電側課金の試算ですが、11 ページは事後調整に関する説明です。事後調整に関連する制度につきまして、資源エネルギー庁の審議会等で議論がされております。2 ポツで書いてありますが、具体的には予備電源の確保費用、容量拠出金の負担見直しなどが議論されております。

3 ポツ目ですが、これは制度変更というわけではなくて別の論点ですが、第 1 規制期間における収入の見直しの検証時点で収入の見通しに織り込むことができなかった費用があります。これも事後調整の対象になり得ると考えております。この事後調整については、先ほど申し上げたとおり一部のものは期中調整が認められておりまして、それはどういうものかと申し上げますと、エネルギー政策の変更及びエネルギー情勢の著しい変化、あるいは一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するために特に必要があると認められる場合には期中調整が認められるということになります。

こうしたもろもろの事後調整ないし期中調整の論点がございまして、これらについては一種の申請主義でありまして、行政庁からあれこれ指示することというよりは、一般送配電事業者からそうした申請があった場合に検証を行っていくことになります。託送料金の

負担の平準化や受益と負担の公平性の観点等を踏まえながら、期中調整を行うかどうかという妥当性について、料金規制当局としての検証を行っていく必要があると考えております。

12ページ、13ページは、そうした料金改定及び期中調整に関する規定類を掲載しております。

14ページは、電力・ガス基本政策小委員会、資源エネルギー庁の審議会で議論されている内容ですが、4つ目のポツで、稀頻度リスクについて託送料金での負担になじむのではないかと、5つ目のポツで、さらにそれを越えた予備電源の確保費用について、託送料金の負担とすることとしてはどうかといった議論がなされております。

15ページ目、インバランス収支の過不足ですが、基本的には収支は一致すると考えられるものの、16ページですが、過去少し分割払いのようなものを認めたというようなこともありまして、収支が一致しなかったことがございます。

17ページですが、これはkW公募、kWh公募ということで、下に託送回収費用ということで467億円、933億円というような数字がありますけれども、これらもどこかで託送料金回収が必要となってきます。

18ページはkWh公募の関係で、19ページからは、今度最終保障に関するものです。最終保障については既に整理がなされておまして、22年3月から23年3月までにおける損益について回収を認めることとしてはどうかしております。その後の損益ももちろん回収ということではありますが、過去にはそういう整理がなされております。ここでは23年3月までにおける損益についてと書いてありますが、20ページを見ますと、第1規制期間に入っているのは22年9月分まででして、6か月分はまだ反映されていないということになっております。

最終保障供給対応については、市場調達をするなどとかいろいろなことがありますけれども、そうしたことで費用圧縮に努めながらも、損益としては送配電事業者に発生しているという状況です。

以上、期中調整だとか事後調整に関する状況について御説明しました。

25ページ以降はその他の論点ということで、大きくは2つ御説明します。離島関係とDR関係のものであります。

26ページですが、離島関係の論点について御説明します。レベニューキャップ制度あるいは託送料金において、ユニバーサル関係の調整費用が織り込まれております。ユニバー

サル調整費用ということで需要家からいただいている費用については、離島において実際にかかる費用と離島の方々に払っていただく料金の差額分を薄く広く負担いただくという形になっております。そういうことで離島ユニバーサル調整制度を導入して、離島の赤字分を補てんしつつ離島と本島の料金の統一を図っているわけであります。

27ページですが、しかし当初想定したものと違って小売料金が値上がりした場合、あるいは変動した場合、離島の皆様からいただく料金も変動しますので、当初見積りの赤字額から変わってくるというようなことがあります。ということで、実績の断面では離島収支というのは不一致が発生します。

28ページですが、こうした不一致が発生することについて、現時点では制度的手当てがされていないということで、具体的に申し上げると事後調整の対象外になっております。ただ、こうした収支の不一致が発生するということを考えますと、何らか制度的な手当てが必要と考えられまして、今後規制期間中、または翌期に事後調整をするという方向での制度的手当てを行いたいと考えております。

以上が離島に関するものです。

29ページはDRに関するものですが、これは資源エネルギー庁の省エネルギー小委員会で整理がされたものですが、中間論点整理におきまして、ここに書いてありますような、社会コストの増加を抑制する観点から需要家にDRを促し、その社会的便益をDRを実施した消費者に還元するような託送料金の在り方について検討することも重要と、このような指摘をいただいております。本日は、こういう指摘がありましたということのみ御紹介させていただきます。

最後、30ページ以降が今後の料金に係る対応ですが、まず最初に申し上げたとおり、発電側課金は来年度から入ることが既に決まっております。このプロセスを円滑に進めていくことが重要と考えております。これに関しまして、9月をめどに各送配電事業者から割引額等が示される予定です。

これに加えまして事後調整、特に期中調整を行うかどうかということが論点となり得ますが、申請があった場合には、事後調整の必要性、調整の範囲、期中調整とすることの妥当性などを本専門会合で御議論いただくことになると思います。24年度から発電側課金が入るということで、残り半年強でありますけれども、発電側課金の円滑な導入、託送料金の予見可能性を高める観点から、送配電事業者においては必要な検討作業を着実に進めていただくと。すなわち発電側課金の導入に向けたいろいろな計算をしていただくとともに、

期中調整をするかどうか決めていただくというような必要があるのではないかと考えております。

最後のなお書きのところは、この省令改正のために、合わせて離島小売収支の不一致について省令改正を進めたいと考えておりますので、これについて御同意いただければと考えております。

ということで、状況の報告と具体的に送配電事業者に対して検討作業を行っていただきたいと要請するという点について御議論いただければと考えております。

○山内座長      ありがとうございました。

発電側課金の問題というのは、かなり長い間議論してきて、それで24年度からの導入ということに相なったわけでありまして、レベニューキャップの制度でいうと事後調整、それを認めて組み込まなきゃいけないんだけど、最終的にはそれをどうするかという話もあるし、そもそも事後調整の在り方はどうなんだというものを議論しなきゃいけないということもあるということであります。

それから離島とのユニバーサルサービスのもの、これの調整もあって、今の話については、今回の発電側課金に合わせてやり方をきちっと改めるということにしたいという、それが事務局からの御説明の内容かと思えますけど、これについて皆さんから御意見をいただきたいというふうに思います。発電側課金入れるか入れないかで大議論になったんだけど、それはこういう形になりましたので、それを処理していくというそのプロセスであります。いかがでございましょう、御発言、御意見・御質問等あれば承りたいと思います。最終的にはこういう方向でというのはあるんだけど、そもそも事後調整どうするんだというところはまだまだ議論すべきところがあるので、そういったところについても御意見をいただければというふうにと思いますが、いかがでございましょう。挙手機能でお願いします。

松村委員、どうぞ。

○松村委員      松村です。今回の事務局の整理はそうになっているので一応安心はしているのですが、念のために確認させてください。今回は、発電側課金というのが導入された結果として必然的に託送料金の改定があるという、その機に、期中調整というすべきものも一緒にするという、そういう議論をしているのだと認識しています。つまり一般論として、期中調整にするのか翌期に回すのかという議論をするときには、もちろん期中で速やかに調整するほうが望ましいという面もあるのと同時に、託送料金がそんなに頻繁に

変わるということの問題ということも同時にあり、どちらを重視するのかというようなことによって、期中調整にするのか翌期にするのかということも判断することとはあり得ると思います。

その意味で、今回は発電側課金が入ってきた結果として、どのみち改定しなければいけないということなのだから、託送料金が期中に変動してしまうということの損失というのがある意味でほぼないという特殊な状況において、この間、制度変更あるいは様々な市場の状況、あるいは見つけた不具合というのをこの機に修正するというのをすることは、修正に伴うある種のコストというのは非常に低いというこの特殊状況においてやってしまったらどうかというようなこと。もちろん、そのときに期中調整が不合理であるようなものというのはそもそも入らないのだけれども、変更のコストというのと見合いで本来は期中調整したほうが望ましいのだけれども、変更コストと両方考えるとどうかというような、そういうようなものについてもそのコストがないのでやったらどうかという、そういう議論が出されているんだと思います。

何が言いたいのかというと、今回、期中調整というのを認めたということがあり、今度発電側課金というような特殊要因がない別の時期に、今回認められたのだから次回も当然に期中調整認められるよねという、そういう先例になるという議論をしているのか、そうでないのかというと、そういう先例となるような議論ではなく、今回改定したほうが望ましいというようなものは何かという議論を今問題提起されているということだと認識しています。

もしそうではなく、一般論として期中調整というのが望ましいというようなものをここで整理し、それを改定するという議論だとすると、その議論の性質が変わってくるので、前者の議論をしているのだということは念のために確認させてください。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

先ほどと同様、最後に事務局からコメントいただきたいと思います。

他の委員の方、オブザーバーの方で御発言御希望の方いらっしゃいますか。

オブザーバーの広域機関からの岸オブザーバー、それから送配電網協議会の佐渡さん。それじゃ、委員の方の御発言の御希望が今なければ、広域機関の岸オブザーバーにまずは御発言願いたいというふうに思います。

○岸オブザーバー      広域機関の岸でございます。それでは、理事長の大山に代わりまし

て、託送料金の事後調整に関し、今後といいますか将来関連する可能性のあり得る事項について一言御発言をさせていただきます。

今、事務局から御説明ありましたし御意見ありましたように、事後調整というものは、そもそもレベニューキャップの期中であれ翌期であれ、政策変更も含めて真に必要な場合に、そして効率性の検証ですとか説明責任を大前提として認められ得るものというふうに一般論として理解をしてございます。

その上で広域機関の関連でございますけれども、例えば今後2050年カーボンニュートラルを見据えた地域間連系線や機関系統の増強、こういった課題について、今年の3月にマスタープランというものを策定しております。これを順次、今後具体化するべく、国と連携をしまして検討を進めていきます。そしてまた、関係の事業者さんへも働きかけております。

関連しまして、送電線のファイナンス支援などの法改正、GX電源法の中で国会でさきの5月に成立したところでございます。こういった政策方針に基づきまして、一般送配電事業者による追加的な系統投資、もちろん効率性の確保が大前提でありますけれども、今後必要となってくるだろうというふうに考えております。

また、この他にも国の審議会の議論を踏まえまして、広域機関のほうで、例えば現在検討中の予備電源という、御紹介にもありましたけれども、これ一例ですけれども、新たな制度を導入したり、あるいは各種の制度変更に伴って広域機関のシステムの対応、こういったものが不可欠になる場合がございます。このとき、広域機関の特別会費を通じた一般送配電事業者の負担額、これも変動していくということが考えられます。

こうした負担額は広域機関の毎年度の予算事業計画、これは監視委員会による審査、そして大臣認可にも服しておりますので、広域機関側としても最も効率的で、かつ全体最適な実施の方法、これを常に追求してまいりたいと思います。

これら政策変更に伴って生じる経費の変動分でございますけれども、これは託送料金の調整の対象として申請を行うかどうかという点については、個々の一般送配電事業者さんの御判断も挟まるというふうに思いますけれども、レベニューキャップ制度はコスト抑制と必要な使途を両立させるということを旨とするものでございますので、こうした政策変更ですとか外生的要因として事後調整の検討対象になり得る性格のものだろうというふうに理解してございます。

今申し上げたような例は、現時点で国庫の金額や中身まで予断できませんので、具体的

に説明できる段階ではございませんが、今後必要とあれば、広域機関としても情報提供などに積極的に協力してまいりたいと思います。そのときには、レベニューキャップ上の取扱いを適切に御検討・御判断いただければ幸いと考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、送配電網協議会の佐渡オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○佐渡オブザーバー      送配電網協議会の佐渡です。今回より、関西送配電の白銀様に代わりましてオブザーバーを務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の論点について発言させていただきます。第1規制期間で発生するkW、kWh公募費用だとか予備電源費用、容量拠出金などについて、安定供給や再エネ導入を支える一般送配電事業者の事業の持続性の観点から、確実な費用回収が必要とこれまでも他の委員会等でも発言をさせていただいたところですが、本日、発電側課金導入に向けた期中調整や離島小売収支の不一致の解消について丁寧に整理をいただき、大変感謝申し上げます。

今後、発電側課金の円滑な導入に資するように申請に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

発言は以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

次は、九州電力株式会社・田中オブザーバーどうぞ。

○田中オブザーバー      九州電力の田中でございます。私も、弊社の松本から今回引き継いでオブザーバーとして参加させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の議題でございます発電側課金、託送料金の期中調整につきまして、小売事業者の立場から御発言させていただきたいと思います。本日の提示いただいた資料にもありましたとおりでございますけれども、第1規制期間における収入見通しの検証時点では事象が発生していなかったとか、実績が確定していなかったなどの理由で収入の見通しに織り込むことができなかった項目につきまして、エネルギー政策の変更や送配電事業者の裁量によらない外生的な費用の変動を適切なタイミングで託送料金に反映するということが自体は、負担の平準化、受益と負担の公平性、安定供給の確保などの観点から理解できる場所ではございます。

ただ一方で、発電側課金の導入や期中調整による託送料金単価の改定につきましては、最終的に需要家の電気料金として御負担いただくということになりますので、調整の必要性だとかその範囲、翌期ではなくて期中調整とする妥当性につきましては、しっかり御検証いただくとともに、制度の概要や電気料金への影響などにつきましての需要家への分かりやすい説明・周知も併せてお願いしたいと考えてございます。

私からの発言は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員      御説明ありがとうございました。託送料金の制度の変更等に関する検討事項のそれぞれについては、既に他の会議において確認された発電側課金という仕組みの導入が行われ、それに伴って近々託送料金の改定が行われるというふうに理解いたしました。既に託送料金には様々な経費が織り込まれていて、一般消費者にとっては、料金の構成と  
いうか内容についてはほとんど認識できておりません。

そこでなんですけれども、電気料金のかなりの部分を占める託送料金について変更が行われる場合には、適宜、周知をお願いしたいというふうに思っています。規制料金値上げ審査終了後の6月27日にエネ庁さんのホームページで公開された「電気料金、なぜ値上がりするの？　いくらになるの？」という情報提供がございましたけれども、かなりかみ砕いた内容で、私たちにも分かりやすい丁寧な説明だったというふうに思っています。改めてレベニューキャップ制度や今回導入される発電側課金等について、消費者の理解を促進するという目的で分かりやすい情報提供を行っていただきたいというお願いでございます。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長      ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。――特によろしいでしょうか。今、それぞれのお立場からの適切な御指摘をいただいたかというふうに思っておりますが。

それじゃ、事務局からコメントをお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      御議論ありがとうございました。まず、松村委員から御指摘のあった点ですけれども、松村委員の御認識のとおりであります。今回は発電側課金というものが導入されますので、いずれ変わるという意味では、託送料金の継続性とか安定性

を、このタイミングでは考えなくていいという特殊な状況にあります。こうした状況で期中調整を認めるかどうかという、この段階でのこの判断について御意見をいただきたいというのが趣旨でありました。今回こういう期中調整を認めると、この先毎年ずっと期中調整があるというような、そういう趣旨のものではなく、このタイミングでどういうふうにするかという点を今回も御議論いただきたいという趣旨でありましたし、——料金という性格上、あまりずっと先のことをいろいろ議論しても仕方がないというところもありますが——、申請が出てきたものについてどう考えるかというところについて今後も議論いただければというふうに考えております。

九州電力の田中オブザーバー、河野委員から御指摘のあった周知のところについては、先般の料金改定のときからの課題、宿題だと認識しております。数か月前にも監視委のほうで分かりやすい素材をつくるなど工夫はしましたけれども、発電側課金の導入に当たっては、さらに説明の仕方に一層の工夫をしていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○山内座長      ありがとうございました。

ということでございます。追加的な御発言、何かありますか。よろしいでしょうか。

レベニューキャップを決めて実際に運用してきたわけだけでも、今度発電側課金という大きな変更があるということで、それをどうするか。それとともにいろいろなマスタープランの問題もあり、これからどんなふうに託送料金でそういったインフラ部分支えていくんだという問題もあり、いろいろ考えなきゃいけないというところでもあります。それで事務局から今日御提起をいただいたということでありまして、進め方については事務局の方向性で皆さんよろしいということだったというふうに思いますので、御意見入れながらこれから進めていただければということにしたいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上ということになります。

それでは、最後の議事進行は事務局でお願いしたいと思います。

○鍋島NW事業監視課長      ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局から御連絡いたします。

それでは、第46回料金制度専門会合第1部、第2部、いずれもこれにて終了といたします。

す。本日はありがとうございました。

——了——